

防府市５歳児健康診査検討委員会設置運営要綱

令和７年１１月１日制定

(趣旨)

第１条 この要綱は、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１３条に基づき、防府市において必要な健康診査の検討及び実施をするため「防府市５歳児健康診査検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第２条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (１) ５歳児健康診査導入に関する事項
- (２) 地域のフォローアップ体制に関する事項
- (３) その他、５歳児健康診査に関する事項

(組織)

第３条 委員会は、別表に掲げる防府市が指定する関係機関等をもって構成する。

- ２ 委員会の委員は、関係機関から選出された者をもって充てる。
- ３ 委員会は、委員２０人以内をもって組織する。

(委員長等)

第４条 委員会に次の役員を置く。

- (１) 会長 １人
- (２) 副会長 １人

(役員の選出及び委員の任期)

第５条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- ２ 委員の任期は２年とし再任を妨げない。
- ３ 補欠のため就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の責務)

第６条 会長はこの会務を総括し、会議の議長となる。

- ２ 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、保健こども部こども相談支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係機関
防府市 医師会 小児科医会
防府市 幼稚園連盟
防府市 保育協会
山口県 公認心理士会
防府市 児童発達支援センター
防府市 学校教育課
防府市 障害福祉課
その他市長が認めた者